

課審4-198

課個2-24

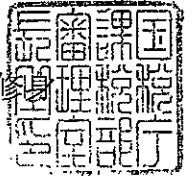
平成20年11月6日

厚生労働省医政局総務課長

深田 修 殿

国税庁課税部審理室長

大久保 修



産科医療補償制度に基づき支払われる補償金の所得税法上の
取扱いについて（平成20年11月4日付医政総発第1104001
号照会に対する回答）

標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで
差し支えありません。

ただし、次のことを申し添えます。

- (1) この文書回答は、御照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、
個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と
異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は国税庁としての見解であり、個々の納税者の申告内容等を拘束
するものではありません。